

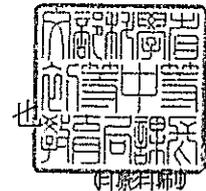


30初健食第11号  
平成30年7月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公私立大学担当課長  
各公立私立短期大学担当課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長  
大学を設置する各学校設置会社担当課長  
各都道府県専修学校各種学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市認定こども園主管課長

殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
三 谷 卓



平成30年度文部科学省交通安全業務計画について（送付）

この度、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項の規定に基づき、平成30年度文部科学省交通安全業務計画が別添のとおり作成されましたので送付します。

各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課にあつては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いたたくようお願いします。

なお、本件については、交通安全対策基本法第24条第3項の規定に基づき、都道府県知事に通知（平成30年7月23日付け29受文科初第2920号）しております。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課交通安全・防犯教育係

TEL 03-5253-4111(燧2695)